

「一定水準以上の医療機関に包括的に混合診療を解禁すべき」との意見について

規制改革・民間開放推進会議の考え方

「一定水準以上の医療機関に包括的に
(=医療技術を問わず) 解禁すべき」

➡ 医療機関の水準を一律に設定
(例示のあった水準の例)

- 特定機能病院(全国81病院)
- 臨床研修指定病院(全国約2,200病院)

➡ 医療技術ごとに必要な専門性、設備等
は異なる。

すべての医療技術に通ずる医療機関の
水準の一律の設定は困難

保険診療との併用サービスの範囲は医
療機関の判断で画定され、有効性・安
全性は事後検証

事前確認を経ない場合には、安全性に関し、
重大な問題を引き起こすおそれあり。事後検証
方式は無理

また、例えば大学病院であれば、本来、研究
費で行うべき先端的・学術的診療も、大学病院
自らの判断により、保険料財源からの支出を受
けながら行うことが可能となってしまう。

厚生労働省の考え方

「医療技術ごとに医療機関に求められる一
定水準の要件を設定し、該当する医療機
関は、届出により実施可能な仕組みを新たに
設ける。」

➡ 医療機関の水準を医療技術ごとに設定

医療技術ごとに医療機関の水準を設定して、
約100技術、約2,000医療機関に拡大可能

実質的に「一定水準以上」の医療機関への拡
大に対応できる上に、技術によってはむしろよ
り広い範囲の医療機関で実施可能

➡ 医療技術ごとに有効性・安全性を事前
確認

例えば大学病院であれば、大半の医療技術に
ついて、一定水準の要件を満たす。

(いわば、有効性・安全性を確保した上での無
理のない解禁)